平成２５年（フ）第２６５号
北九州市八幡西区陣原３丁目６番17―401号
債務者　柴田香壽美
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５９号
佐賀県唐津市山本648番地19
債務者　見汐　勇人
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１６５号
大分県臼杵市野津町大字宮原3449番地の１
債務者　佐藤　俊孝
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０５号
大分市須賀２丁目11番48号
債務者　荒巻　　豊
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２０号
大分市須賀２丁目６番20号
債務者　小倉ゆかり
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
鹿児島県霧島市隼人町内439番地５　隼人ハイツ203号
債務者　藤原　孝行
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目15番13号　マイクロティーヴィー株式会社内、申立時の住所神戸市西区大沢２丁目８番地の７　キャンフルローレル101号
債務者　藤本　真也
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
神戸市西区井吹台西町２丁目１番地　３―701号
債務者　此乃木人デザインこと　柴田　　太
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
神戸市西区伊川谷町潤和820番地の３　セオコート潤和503号、前住所神戸市西区玉津町高津橋255番地の４　アルパポンテ二番館105号
債務者　徳永　充也
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
兵庫県明石市硯町２丁目７番20―301号、前住所兵庫県明石市林崎町２丁目５番７号
債務者　小杉　裕光
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
神戸市西区二ツ屋２丁目17番３―107号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬585番地の１
債務者　小椋　凱男
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
神戸市西区王塚台１丁目48番地　市営王塚住宅10―502号
債務者　岡井　順子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
佐賀県唐津市相知町町切781番地１　町切市営住宅６号
債務者　木下砂登美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５４号
佐賀県唐津市鏡1341番地
債務者　原　　友博
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第６８号
富山市二口町２丁目１番地６　パナメゾンⅥ二口208号
債務者　佐々木潤子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７３号
富山市水橋辻ヶ堂279番地１　M・スクエアA棟101号
債務者　前田由佳子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５号
富山市梅沢町１丁目２番６号
債務者　田村　　勉
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
富山地方裁判所民事部